

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	R5 年度 (R6 年度変更) (R7 年度変更)
計画主体	みどり市

## みどり市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 産 業 観 光 部 農 林 課  
所 在 地 みどり市笠懸町阿左美 1912 番地 1  
電 話 番 号 0277-76-1937  
F A X 番 号 0277-76-1780  
メー ル ア ド レ ス norin@city.midori.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス、カワウ
計画期間	R6年度～R8年度
対象地域	みどり市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜類、イモ類等	1, 278千円 320a
ニホンジカ	野菜類、樹木等	農業 1, 400千円 353a 林業 28, 087千円 6, 704a
イノシシ	水稻、野菜類、イモ類等	3, 006千円 611a
ツキノワグマ	樹木(スギ、ヒノキ)等	22, 859千円 2, 480a
ハクビシン	野菜類	25千円 8a
アライグマ	被害の報告はないが、市内において捕獲されている	

	ることから、今後被害が拡大する恐れがある	
カラス	野菜類	1 4 5 千円 1 8 a
カワウ	高津戸ダムにコロニーが形成されており、今後水産業被害が拡大する恐れがある	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

ニホンザル	群馬県のニホンザル適正管理計画で把握している生息数は、東町地内に3群（100頭）、大間々町地内に1群（45頭）とされている。生息域の拡大に伴い、今後被害が増加する恐れがある。
ニホンジカ	野菜類の農作物被害に加え、林業被害も発生している。生息域の拡大、また森林内の生息数の増加に伴い、今後被害が急速に増加する恐れがある。
イノシシ	水稻、野菜、イモ類等の農作物に対する被害の報告があり、山林周辺の田畑を中心に被害が拡大している。また、目撃情報が対象鳥獣の中では最も多く報告されており、人家周辺にも出没していることから人身被害も懸念される。
ツキノワグマ	東町及び大間々町の山林に生息し、スギやヒノキの剥皮被害が増加している。また、人家近くに出没することもあり、人身被害の発生も懸念される。

ハクビシン	野菜類に対する被害が報告されている。また、人家に侵入するなどの生活環境被害も増加傾向にある。
アライグマ	本市においても生息範囲が拡大しつつある。近隣市では、農作物被害が発生していることから、今後、農作物被害が懸念される。
カラス	夏から秋を中心に水稻、野菜、果樹等に被害が発生している。
カワウ	高津戸ダムにコロニーを形成しているため、水質汚濁、魚の食害、樹木壊死、悪臭による近隣住民への生活環境被害の発生が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ニホンザル	1, 278千円 320a	1, 150千円 288a
ニホンジカ	農業 1, 400千円 353a  林業 28, 087千円 6, 704a	農業 1, 200千円 300a  林業 21, 000千円 5, 900a
イノシシ	3, 006千円 611a	2, 200千円 480a

ツキノワグマ	22,859千円 2,480a	20,500千円 2,300a
ハクビシン	25千円 8a	20千円 7a
アライグマ	被害が発生、拡大しないよう捕獲等の対策を講じる	
カラス	145千円 18a	120千円 16a
カワウ	被害が発生、拡大しないよう個体数調整等の対策を講じる	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	群馬県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊が、銃器、箱わな及びくくりわなを使用し、対象鳥獣の捕獲に従事している。捕獲個体については、捕獲隊員が埋設等の処理を行っているほか、ツキノワグマについては、個体を学術研究試料として研究機関に提供している。	狩猟者の減少や高齢化に伴い、捕獲従事者の育成が急務である。  また効率的な捕獲や錯誤捕獲の防止のための捕獲機材の導入、普及促進が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	市単独補助事業として、有害鳥獣対策事業費補助を実施している。電気柵等の防護資材の購入経費に対し、1/2以内、上限75,000円の補助を行う	補助事業については、被害の程度と防護対策の費用を比べた場合、補助事業を活用するまでに至らないケースがある。  設置後の防護柵周辺環境整

	<p>っている。</p> <p>住民の自己防除意識を高めるため、防護柵設置について広報で周知する。</p> <p>会計年度任用職員を雇用し、テレメトリー調査、個体群の管理及び追払いを継続して行う。</p>	<p>備や管理が徹底されていない。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>侵入防止柵・追払い用資材の購入補助金に係る市内広報での周知を行っている。</p>	<p>高齢化による管理できなくなった果樹等が増加している。</p> <p>また、本市においては緩衝帯の設置が推進されていなく、人家付近まで、鳥獣が出没している。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>農作物残渣の適正処理等の管理や計画的な対象鳥獣の捕獲等の個体数管理、竹林整備等の生息地管理の施策を総合的に実施する。</p> <p>ICT等新技术を活用し、捕獲効率を上昇させる。</p>	
ニホンザル	<p>テレメトリー調査により生息状況、群の特性、被害状況などの基礎データの集積を行い、基礎データに基づいた個体群管理や本来の生息域へ追い上げ等の対策を講じる。加えて大型囲いわなによる捕獲を行う。</p>
ニホンジカ	<p>捕獲の担い手確保と捕獲技術の向上などにより確実な個体数の調整を図る。また、ICT等新技术の活用により効率的な捕獲を行う。</p>
イノシシ	<p>捕獲の担い手確保と捕獲技術の向上などにより確実な個体数の調整を図る。また、ICT等新技术の活用により効率的な捕獲を行う。併せて竹林整備などの生息環境の整備を推進する。</p>
ツキノワグマ	<p>個体数調整捕獲のほか、人的被害が発生する恐れがある際には、有害鳥獣捕獲を行う。</p>
ハクビシン	<p>小型獣用箱わなを使用した方法により捕獲を行う。</p>
アライグマ	<p>小型獣用箱わなを使用した方法により捕獲を行う。</p>
カラス	<p>卵や雛の採取を実施していく。</p>
カワウ	<p>鳥獣被害対策支援センターと協力し、個体数調整及び被害防除対策を行う。</p>

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣の捕獲については、群馬県第13次鳥獣保護管理事業計画により設置している市内3地区(笠懸・大間々・東)の有害鳥獣捕獲隊が従事す</p>
---

る。また、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマによる住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある時には、緊急措置としてみどり市鳥獣被害対策実施隊に従事する者にライフル銃（特定ライフル銃）を所持させる必要性が生じる場合がある。

なお、カワウの個体数調整については鳥獣被害対策支援センターに協力を依頼する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ カラス カワウ	みどり市鳥獣被害防止対策協議会、みどり市内3地区（笠懸・大間々・東）の有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入する。  カワウについては鳥獣被害対策支援センターと協力し個体数調整を実施する。  捕獲通報装置を活用した効果的な捕獲活動を実施していく。

令和7年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ カラス カワウ	<p>みどり市鳥獣被害防止対策協議会、みどり市内3地区（笠懸・大間々・東）の有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入する。</p> <p>カワウについては鳥獣被害対策支援センターと協力し個体数調整を実施する。</p> <p>捕獲通報装置を活用した効果的な捕獲活動を実施していく。</p>
令和8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ カラス カワウ	<p>みどり市鳥獣被害防止対策協議会、みどり市内3地区（笠懸・大間々・東）の有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入する。</p> <p>カワウについては鳥獣被害対策支援センターと協力し個体数調整を実施する。</p> <p>捕獲通報装置を活用した効果的な捕獲活動を実施していく。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣ごとに捕獲計画を設定する。

ニホンザル	群れ単位で耕作地及び住宅地に出没し、農業被害及び生活環境被害が拡大しているため、大型囲いワナによる捕獲を行い年間170頭を捕獲する。
ニホンジカ	群馬県によると市内に約3,500頭が生息していると推定され、生息頭数並びに生息区域が拡大している。群馬県ニホンジカ適正管理計画により、年間の必要捕獲数が1,300頭(狩猟を含む)であることから、必要捕獲数の約7割にあたる900頭を有害鳥獣捕獲する。
イノシシ	捕獲頭数は令和2年度638頭、令和3年度132頭、令和4年度242頭で推移している。令和5年度の捕獲頭数も増えているため、今後も被害区域の拡大が予想される。令和元年度から実施している狩猟期間中における有害鳥獣捕獲を継続して行い、年間800頭を捕獲する。
ツキノワグマ	林業被害防止のため群馬県ツキノワグマ適正管理計画により定められた制限頭数の範囲(群の生息数の15%以内)で個体数調整捕獲を実施する。また、人的被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ有害鳥獣捕獲を行う。
ハクビシン	農業被害のほかに住宅地における生活環境被害が急速に拡大しているため、小型捕獲器の活用などにより年間200頭を捕獲する。
アライグマ	今後、農業被害の発生が予想されることから近隣市の捕獲状況を踏まえ年間100頭を捕獲する。
カラス	市内において、水稻、野菜、果樹等への被害が発生しているほか、住宅地における生活環境被害が発生していることから年間50羽を捕獲(採取)する。
カワウ	高津戸ダムにコロニーを形成しているため、群馬県カワウ適正管理計画に基づき、年間150羽を個体数調整する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数
------	-------

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	170頭	170頭	170頭
ニホンジカ	900頭	900頭	900頭
イノシシ	800頭	800頭	800頭
ツキノワグマ	群馬県ツキノワグマ適正管理計画及びみどり市ツキノワグマ地域計画に基づいて捕獲を行う。		
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
アライグマ	70頭	100頭	100頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	150羽	150羽	150羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については、関係法令のほか群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンザル	被害地域において、年間を通し農地及び農地周辺の山林等で、銃器、箱わな及び囲いわなによる捕獲を行う。
ニホンジカ	主に被害報告が多い4月から11月までの期間に山袖の田畑を中心に箱わな及びくくりわなによる捕獲を行う。また、狩猟期間においても箱わなによる有害鳥獣捕獲を行う。加えて狩猟期間後に市内山間部において銃器による集中捕獲を行う。
イノシシ	主に被害報告が多い4月から11月までの期間に山袖の田畑を中心に箱わな及びくくりわなによる捕獲を行う。また、狩猟期間においても箱わなによる有害鳥獣捕獲を行う。加えて狩猟期間後に市内山間部において銃器による集中捕獲を行う。
ツキノワグマ	剥皮被害が発生する4月～8月までの間、箱わなによる個体数調整捕獲を行う。また人身被害防止等のやむを得な

	い場合、関係団体と協議のうえ、安全かつ効果的な方法で捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する畑の野菜並びに人家における生活環境被害の対策として、小型獣用箱わなを使用した捕獲を行う。
アライグマ	被害が発生する収穫時期の果樹園等並びに人家における生活環境被害の対策として、小型獣用箱わなを使用した捕獲を行う。
カラス	電柱などに作られる巣の卵や雛は、施設管理者の協力のもと、必要に応じ採取を行う。
カワウ	鳥獣被害対策支援センターと協力し、個体数調整及び被害防除対策を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマの出没時における人的被害防止のため、緊急措置としてライフル銃（特定ライフル銃を含む）を所持させる必要性が生じる場合がある。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、**対象獣種**、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 **特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。**

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
みどり市全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	市は個人または農業者団体等による防護柵（電気柵）の設置に対し、補助を行う。	市は個人または農業者団体等による防護柵（電気柵）の設置に対し、補助を行う。	市は個人または農業者団体等による防護柵（電気柵）の設置に対し、補助を行う。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	会計年度任用職員を雇用し、テレメトリー調査、個体群の管理及び追払いを継続して行う。	会計年度任用職員を雇用し、テレメトリー調査、個体群の管理及び追払いを継続して行う。	会計年度任用職員を雇用し、テレメトリー調査、個体群の管理及び追払いを継続して行う。
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	防除資材の購入補助のため、市内広報での市民への周知。	防除資材の購入補助のため、市内広報での市民への周知。	防除資材の購入補助のため、市内広報での市民への周知。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン	特になし

	アライグマ	
令和7年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	特になし
令和8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	特になし

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

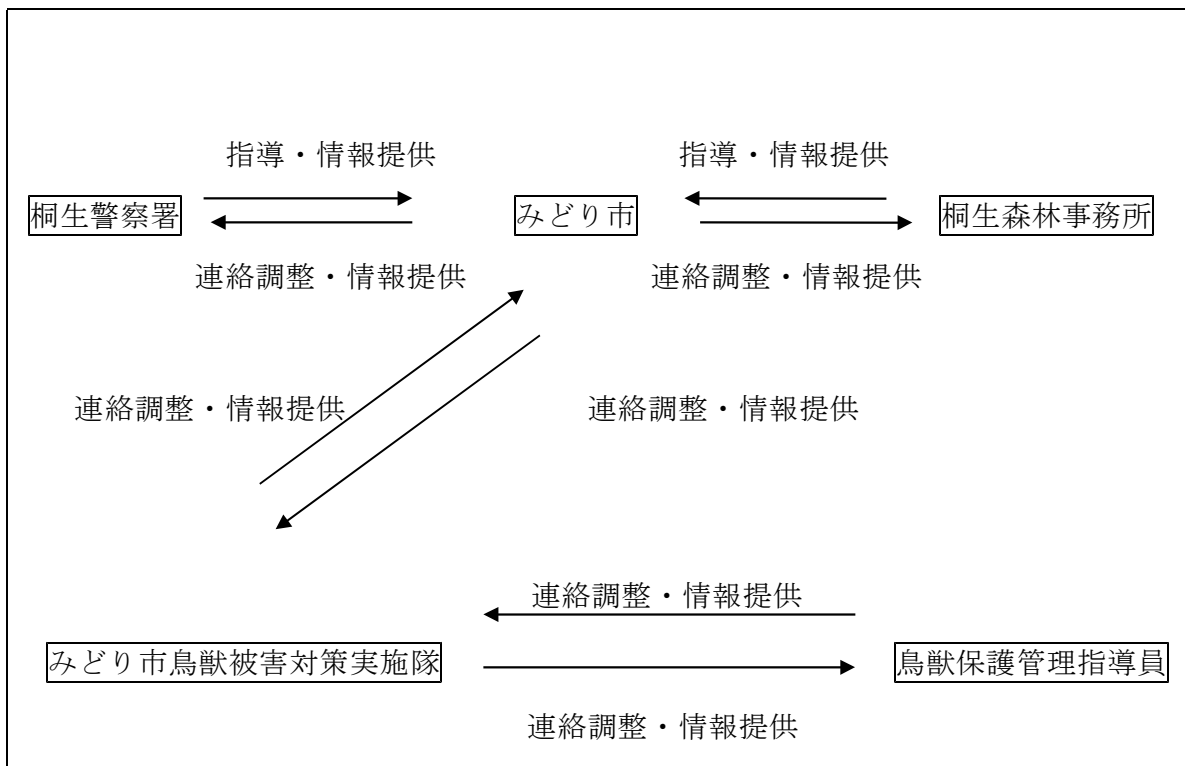
関係機関等の名称	役割
みどり市	被害調査及び連絡調整、情報提供
桐生警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
桐生森林事務所	関係機関との連絡調整、情報提供
みどり市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、追払い
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

感染症を防止するため、埋設及び焼却処理を原則とし、必要に応じ学術研究の試料として研究機関へ検体を提供する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカについては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。
ペットフード	予定無し
皮革	予定無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ツキノワグマは自然史博物館へ送付し、調査や学術研究に利用する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

(株)箕輪フーズに搬入し、食肉加工をしている。(株)箕輪フーズ、高崎市及びみどり市でコンソーシアムを構成している。また、(株)箕輪フーズでの年間処理計画頭数は令和6年度に200頭、令和7年度、令和8年度に300頭としている。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉の品質向上をさせるため、捕獲者に対し止め刺し等の講習会を実施予定。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	みどり市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
みどり市	協議会の運営
みどり市農業委員会	協議会と被害農業者の連携、各種情報の収集と提供
みどり市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲、追払い
みどり市笠懸町有害鳥獣捕獲隊	野生鳥獣の生息状況等の情報の収集及び提供
大間々町有害鳥獣捕獲隊	
東町有害鳥獣捕獲隊	
鳥獣保護管理指導員	各種情報の収集及び提供
新田みどり農業協同組合	協議会と被害農林業者の連携、各種情報の収集及び提供
桐生広域森林組合	
わたらせ森林組合	
群馬県農業共済組合東支所	
東部農業事務所	技術供与と支援、資料収集、情報の共有
桐生森林事務所	

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策支援センター	技術供与と支援、資料収集、情報の共有、カワウの捕獲と被害防除
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

銃猟免許を所持している者の内から被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命する。構成は隊長1名、副隊長2名、及び隊員7名以内とする。なお、実施隊は鳥獣による、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の緊急に対処する。また、鳥獣被害防止及び生息状況の調査を計画的に行い、鳥獣被害防止に努めるものとする。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が主催するわな猟免許取得講習会等へ積極的に参加し実施体制の整備を図る。

また、市内の有害鳥獣捕獲隊に入隊することを要件に、わな猟免許取得費用並びに銃猟免許取得費用に対し補助金を交付する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域連携の有害鳥獣対策として、赤城山麓有害鳥獣対策協議会（前橋市・桐生市・渋川市・みどり市・昭和村・沼田市）に加盟し、イノシシ対策を中心に、関係自治体相互の現状把握を行い、有害鳥獣被害対策を広域的視点で協議し、被害防止対策等を検討する。

また、県境を越えた対策として、両毛（太田市・みどり市・桐生市・足利市・佐野市・伊勢崎市・板倉町）有害鳥獣対策担当者会議を幹事持ち回りで定期的に関催し、群馬栃木県境（両毛広域）のイノシシ被害対策を中心に研修会等を実施する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。